

令和5年 八潮市農業委員会1月総会 議事録

1 開催日 令和5年1月25日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美

5番 荻野 恭子 11番 臼倉 正浩

6番 齋藤 富子 12番 鈴木 新一

7番 福岡 達則 13番 鈴木 隆

8番 小倉 雅樹 14番 田中 幸夫

9番 飯山 敏行 15番 松田 淳一

5 欠席委員 1名

3番 大野ヒロ子

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

7 協議事項

八潮市下水道事業審議会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局 皆さん、こんにちは。

今年初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

先月の総会でお願ひしました農地パトロールにつきましては、年末年始のお忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。本日パトロール報告書の提出を忘れてしまった方につきましては、次の総会か、近く市役所に来られるときがございましたら、その際にご提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会1月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は14名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、3番、大野委員におかれましては、欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

さすがに10年に一度の最強寒波とかで大変寒いですね。風も強くて、うちのほうの家庭菜園のビニールハウスもビニールがばたばた吹っ飛んでいました。うちは大丈夫だったんですけども。

まず、報告ですが、2月14日、埼玉葛地方協議会による、農業委員会会長及び事務局との合同視察研修会がありまして、研修先が埼玉県種苗センターなどの視察となりますが、私と事務局で行くことになっております。

それから、後ほど事務局より説明がございしますが、来月2月1日から3月1日まで、次の農業委員の推薦及び募集の期間となりますので、皆様方には大変お忙しいところ、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、皆様、最後までご協力よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

なお、本日の総会の傍聴者につきましてははけませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

資料の不足、乱丁等がございましたら、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ①八潮市農業委員会 1 月総会次第 | A 4 横 |
| ②八潮市下水道事業審議会委員の推薦について | (資料 - 1) |
| ③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて(依頼) | (資料 - 2 - 1 ~ 2 - 4) |
| ④八潮市農業委員会委員の推薦要領(推薦書・記入例等) | (資料 - 3) |
| ⑤令和 5 年度農業委員会総会及び研修会等日程表(案) | (資料 - 4) |
| ⑥農業保険の加入推進に関する協力のお願いについて(写) | (資料 - 5) |

文書 1 枚もの資料-5 と、それからパンフレット 2 部、「施設園芸農家の皆様へ」というカラーのパンフレットと、「ちょっと収入保険が気になっている方へ」というパンフレットになっています。こちらは、簡単にご説明いたしますと、農業共済組合より、園芸施設共済及び収入保険制度についての普及・推進の依頼があったものとなります。農業共済組合は、農家の方々が無保険の状態で被災されることを危惧しており、制度普及の努力をしております。園芸施設内で栽培する農作物につきましては、収入保険に加入することで、自然災害、価格低下、農業従事者のけがや病気への収穫不能等、幅広い要因による収入減少に対応することができます。また、園芸施設共済につきましては、令和 2 年 9 月に制度改正が行われ、補償を手厚くしたい、掛金を安く抑えたいなどの農家の方々の要望に対応できるようになっておりますので、未加入の方はパンフレットを参考に、ご検討いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

資料の確認を続けます。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ⑦肥料価格高騰対策事業(春肥用・国庫補助事業)について(お知らせ) | (資料 - 6) |
| (農業委員会宛て) | |
| ⑧肥料価格高騰対策事業(春肥用・国庫補助事業)について(お知らせ) | |
| (市内農家宛て文書) | 資料No.なし |
| ⑨農業委員会活動記録簿(1~2 月分) | 資料No.なし |
| ⑩かすかべのうりんナビ | パンフレット |

今日お手元に手提げバッグをお配りしておりますが、手提げバッグの中身を除いた資料 6 点が今の資料となりますが、大丈夫でしょうか。

それでは、次に今日は手提げバッグもございまして、手提げバッグの中身の説明をいたします。

こちらは、恐れ入りますが、皆様に担当地区内の農家さんに配布していただきたいものとなります。今回、農業ニュースのほかにも、農家さんにお伝えしたいことが幾つかありまして、資料が多くなっておりますが、ご了承ください。

まずは、委員さん宛ての文書として、クリアファイルの中に、①担当地区内配布農家の名簿が入っています。それから、②農業ニュースやしお第53号の配布について（依頼文書）になります。それから、③農業ニュース（カラー1部：農業委員さん分）が入っております。

その後、各農家の方々に配布していただくものとして、④農業ニュース（白黒版：担当地区内農家への配布分）、そして農業ニュースの中に挟み込んであるものですが、まず、⑤農業近代化施設導入事業費のチラシ、それから、⑥肥料価格高騰対策事業（春肥用・国庫補助事業）について（お知らせ）（市内農家宛て）。農業ニュースにつきましては、先月お話をしましたが、農業近代化施設導入事業費及び包装資材購入事業費の補助金について、これまで対象外であった1月から3月の購入分も補助対象になることが掲載となっております。後ほど肥料価格高騰対策事業と併せて都市農業課より改めて説明させていただきます。

それと⑦「農産物直売所マップ」作成のご協力について（依頼）と直売所マップが入っています。こちらは、地産地消推進協議会で直売所マップを発行しているのですが、前回の発行日より年数が経過しましたことから、内容の見直しを行い、新たに作成する計画となっております。そこで、新たに掲載を希望する農家の方がいらっしゃるかどうか、また、現在掲載されている農家の方に対して内容に変更があるかどうかを確認したいため、依頼文書の配布をお願いするものとなります。

依頼文は2種類ございまして、現在、直売所マップに載っていない農家の方宛てと、既に掲載されている農家の方宛てで文書が分かれております。まず、手提げ袋の中に宛名つきの大きい封筒が入っている方がいると思いますが、これは、現在直売所マップに掲載中の農家の方宛てに配布いただきたいもので、封筒の中にマップと依頼文書が入っております。その宛名の農家さんに配っていただきたいと思います。それから、担当地区内に現在の直売所マップに掲載されている農家さんがいない場合には、大きい封筒は入っておりません。農業ニュースに挟み込んだ依頼文書とマップのみとなっております。

資料及び配布物は以上となりますが、漏れ等はございませんでしょうか。

もし何かございましたら、また終わった後でも言っていただければと思います。

これらについては、担当地区内の農家の方々に配布していただきたいのですが、ポスト投函でも構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりまして、大塚会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、会長、お願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任につきましては、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、渋谷稔委員、15番、松田淳一委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長にお願いします。

○事務局 はい、分かりました。

◎議案第1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次に、次第5、議事に入りたいと思います。

議案番号は年が代わりましたので、また第1号からとなります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございますが、こちらは農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。）」に該当するため、○番、○○○委員には、審議終了まで退席をお願いいたします。

—— ○番 ○○○委員 退席 ——

○議長 それでは、議案第1号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件となります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇、被相続人、〇〇〇氏の相続人で3名いらっしゃいます。〇市〇〇〇丁目〇-〇-〇〇、〇〇〇、〇〇〇-〇、〇〇〇、〇〇〇-〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇〇字〇〇〇-〇、畑、畑、〇平米、合計〇〇〇平米となります。権利の内容は所有権の移転です。

申請事由としましては、経営規模拡大でございます。意思決定の根拠としまして、譲受人は認定農業者で、農業専従者は3名いらっしゃいます。年間従事日数は1名の方が330日、2名の方が300日となっております。現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米、主な作物としまして小松菜、枝豆等です。主な出荷先は市場、直売所、スーパー等になりまして、所有農機具としましては耕運機3台、トラック1台、トラクター1台を所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして〇折して、〇〇〇さんの〇〇〇の方向に向かいます。〇〇〇のある〇〇〇の交差点を〇折しまして〇〇に向かひまして、〇〇にぶつかるまで真っすぐ行きます。〇〇に突き当たりましたら〇折しまして、〇〇の〇〇方向に行きまして、〇〇〇の辺りで〇〇〇の道と〇〇〇農地の〇〇に分かれるところがありますが、こちら〇〇のほうを走りましてしばらく行きますと〇〇がございますが、その〇〇の手前が〇〇番地、その少し先に行きまして〇〇〇の〇〇〇の手前が〇〇〇と〇、その北側の〇〇〇にあります小さな土地が〇〇-〇となります。

こちらは、実は1番と2番は利用権の設定がされているところでして、後の報告事項で出てきますけれども、次第の7ページ、合意解約ですね。利用権の設定をしているところを解約して、3条で改めて購入するという事です。こちらは、相続された方々がもう自ら農業はできないので、ここの場所を誰かに売りたいということで〇〇に相談されたようです。〇〇のほうから〇〇委員のほうに相談して話が成立して購入していただけることになったので、利用権の設定のほうは解約して、改めて3条で申請ということ。これが1番と2番の土地についてでして、3番の小さなところは、現在利用権の設定をしている土地には入っていないのですけれども、所有者の方々がこういった場所の小さな土地なので、こちらが残っては困るので、何とかこちらをお願いしたいということで、一緒に合わせてお願いしたということ。を伺っております。

現地の様子は以上になりまして、後ろの3ページ、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の11番、臼倉正浩委員より、現地調査

の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○11番（臼倉正浩委員） 11番、臼倉です。

先日、現地の確認に行っていました。事務局のほうから説明があったとおり、現在、〇〇さんのほうで利用権設定で使われている土地だったので、もう畑として成立している土地であることは間違いない、疑いようがない状態でした。特に問題ないかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、臼倉委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

2ページの③の三角形の農地というのは、隣接の農地の所有者は誰ですか。

○事務局 別の方です。

○12番（鈴木新一委員） 違う方なんですか。

○事務局 ええ、違う方なので。この〇〇の改修のときに、ここだけ残されてしまった土地なので。

○12番（鈴木新一委員） そのままの使用はどうですか。

○事務局 ちょっと難しいですね。

○12番（鈴木新一委員） 隣接の畑の方々に、できれば……

○議長 臼倉委員、③の、この使い道は、聞いておりますか。

○11番（臼倉正浩委員） 特に伺っておりません。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。ここはかなり土を盛らないとすぐ水がたまるんですよ、ちょっとの雨で。隣は〇〇さんの土地ですが、その人は今農家をやめてしまっています。

○議長 管理義務はちゃんと分かっているだろうから、大丈夫ではないかと思います。

ほかにございますか。

○11番（臼倉正浩委員） 現在よりいい状態になると思います。

○議長 以前はすごく荒れていたんですか。

○11番（臼倉正浩委員） 今はそんなことはないんですけれども、不法投棄とかそういうのが。

○事務局 〇〇さんの話ですと、確かに不法投棄がすごかったらしいです。草刈りもしてないし。これからは〇〇〇が管理されるでしょうから、そういうことがなくなって、これまでよ

りいい環境にはなるんじゃないかと思います。

○議長 ○○○にはここをちゃんと管理するようにと伝えて、それでやってもらうことにしましょう。それでよろしいですか。

ほかにございますか。

特にないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

議案第1号の審議が終わりましたので、○番、○○○の着席をお願いします。

———— ○番 ○○○委員 着席 ————

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項、八潮市下水道事業審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1となっている用紙をご覧ください。

資料1、令和4年12月19日付で農業委員会会長宛てに大山市長より、八潮市下水道事業審議会委員の推薦について（依頼）ということで文書のほうが届いております。

ただいま下水道審議会委員のほうは小倉委員に就任していただいておりますが、任期満了ということで、令和5年3月31日に2年間の任期の満了日を迎えます。貴団体から1名の推薦をお願いしたいということで文書のほうがきております。

新たな任期のほうは令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、2年間となっております。

この2年の間に農業委員の改選の時期を迎えますので、毎回、改選の時期には一度、各種推薦していただいている委員さんの担当について、また見直しと言いますか、変更させていただきますので、ひとまず任期は2年ですが、その辺を含んで今日ご指名のほうをしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 それでは、小倉委員の任期満了ということで、どなたかやってみたいという方はおりませんか。

ないようなので、一応今年改選なので7月まで、あと半年間だけなので、よろしかったら、

小倉委員、それまでお願いしてもよろしいでしょうか。

○8番（小倉雅樹委員） はい。

○議長 ありがとうございます。

それでは、小倉委員に継続してもらいますので。

○事務局 はい、よろしくお祈いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について8件、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について1件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしとしますので、ご了承ください。今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたら、お願いします。4ページから8ページとなります。

——— 資料確認 ———

○議長 それでは、転用等届出受理報告について、何かご質問がございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。もし後で気がつきましたら、最後のときに質問、意見をお願いします。

◎その他

○議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が3件ございます。

初めに、依頼事項、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2-1から2-4をお手元にご用意ください。

今回の生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについての依頼ですが、生産緑地のあっせん依頼というのは、主たる従事者の証明を農業委員会から取得し、買取り申出を申請する流れとなっていましたので、今までは、主たる従事者が亡くなったとか、身体に重大な故

障が発生したときしか買取り申出はできませんでした。それが、去年の12月、最初に指定してから30年たった生産緑地が出てきました。指定後30年を経過した生産緑地は、主たる従事者の故障とか死亡とかそれに関係なく、30年を過ぎれば、買取り申出できる条件を満たすこととなりますので、八潮市で最初に生産緑地を指定したのが平成4年12月でしたので、先月12月で30年経過しまして、大方は特定生産緑地に引き続き指定されたんですけども、特定生産緑地に指定しなかったものはいつでも買取り申出ができることになりました。そして、今回13件が買取り申出に上がってきたというものです。ですから、この後も同様な買取り申出のあっせんの依頼がくるものだと思います。それでは、資料をご説明してまいります。まず、資料の2-1をご覧ください。

まず、1番目に買取り申出地の概要としまして、(1)生産緑地地区の名称、第何号生産緑地、そういう名称ですね。(2)に、生産緑地の所在及び地番、地積、1枚めくっていただいて、(3)番目に、用途地域、(4)番目に、買取り希望価格、隣の3ページにいきまして、参考に、近隣の地価調査価格と地価公示価格が載っております。

1枚めくっていただいて、4ページ、添付書類としまして、後ろに案内図と買取り申出地及び地価公示等位置図、(3)番目に公図と書いてありますけれども、公図の印刷は省略させていただいております。代わりに、現地の写真を撮りまして後ろに載せてありますので、現地の様子気になる方は後でご覧いただければと思います。

それで位置図のほうなんですけれども、買取り申出地のほかに、四角の中に「八潮5」とか「八潮3」とかありますけれども、ちょっと白黒で分かりづらいのですけれども、薄めの四角で囲まれたところが地価公示価格を示しております、濃い目の四角が地価公示価格の場所となっております。

場所を簡単に説明してまいりたいと思います。まず、資料2-1のほうですけれども、資料2-1の6ページをご覧ください。こちらの買取り申出地の①の場所ですけれども、こちらから〇〇〇線を〇〇方向に向かっていきまして、〇〇〇を渡った〇〇地内ですけれども、真っすぐ行きまして少し右側に曲がっていきますと〇〇〇というところがあります。こちらの〇側に接した生産緑地でありまして、広さが〇〇平米となっております。

次に、1枚めくって、7ページをご覧ください。買取り申出地②と③ですが、こちらは〇〇の〇〇の〇〇〇とか〇〇〇の信号のある場所の西側2か所となります。ただ、この②と③ですが、ここは今区画整理事業をやっております、仮換地も指定されていて、実際の場所と広さは若干異なるようです。この従前地の場所自体は間違いないのですけれども、計画場所を知りたい場合は、恐れ入りますが、公園みどり課に問合せいただいております。

次に、隣の8ページをご覧ください。こちらは、〇〇〇の辺りの〇〇〇を1本西側に入っ

た道路に接する生産緑地で、〇〇平米となっております。

1枚めくって、9ページをご覧ください。こちらは、〇〇〇のほうに移りまして、〇〇〇、地図の左側は〇〇〇のあるところですが、その〇側です。〇〇〇の高架線がありますが、これより少し北側に位置する〇〇平米の生産緑地となります。

次に、隣の10ページをご覧ください。こちらは、〇〇のほうになるんですけども、〇〇沿いの〇〇〇と大きな〇〇〇のある辺りから〇〇の〇〇を下り、真っすぐ行きまして〇〇〇のあるところの少し手前になります。長方形の〇〇平米の生産緑地となります。写真のほうは後で参考にご覧いただければと思います。

次に、資料の2-2をご覧ください。こちらの場所ですが、資料2-2の4ページ、〇〇地区になりまして、右側のほうが〇〇です。〇〇〇の南端から道路に沿って、〇〇〇という〇〇と道路が並行しているところなんですけれども、この道路を少し下った先にあります。こちらは、右側に写真が撮ってありますけれども、生産緑地の一部、〇〇平米ほどの土地でして、写真に写っている手前のほうは買取り申出の対象地ではなくて、この写真だけだとの部分かちょっと分からないのですけれども、写真に写っている小屋のほうに隣接した小さな土地となりますので、こちらの正確な位置を知りたい場合は、公園みどり課のほうにお問合せください。

次に、資料の2-3のほうをご覧ください。まず、資料2-3の5ページをご覧ください。

こちらは、〇〇〇の南側になりまして、道路の交差点を挟んで2か所、北側が〇〇〇平米、南側が〇〇平米の生産緑地となります。

ページをめくって、6ページをご覧ください。今の場所から少し東のほうへ行きますと〇〇〇というのがございますが、この〇〇〇の北側に2か所、大きいほうが〇〇〇平米、小さいほうが〇〇平米の生産緑地となります。

次に、隣の7ページをご覧ください。こちらは〇〇〇の北西側に位置する〇〇平米の生産緑地となります。

最後、資料2-4のほうをご覧ください。資料2-4の4ページ、こちらは〇〇〇になるんですけども、北側が〇〇〇がある辺りで、〇〇の〇〇〇へ行くところですが、真ん中の太い点線が〇〇〇のラインになります。ちょっと地図には入らないのですけれども、地図の左上のほうに〇〇〇があります。ここから〇〇〇の道から入ってきた位置にありまして、〇〇〇平米の生産緑地となっております。

以上、13か所です。こちらの生産緑地について、もし担当地区で買取り希望される方がいらっしゃいましたら、次の総会までに事務局のほうまでご報告いただきたいと思います。

よろしくお願いたします。以上となります。

○議長 ただいまの説明について何か質問はございますか。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 土地所有者は書いてないのですが。

○事務局 それは、生産緑地がどこにあるというのは第三者が見ても容易に分かるようにしておくものですが、個人情報の取扱いもありますので。

○12番（鈴木新一委員） では、これは農家の人に話すときに名前を出さないで。

○事務局 そうですね。もし、買取りを希望する方がおられましたら、事務局に連絡してください。公園みどり課に相談の上対応します。

○議長 ほかに質問はございますか。

ないようでしたら、皆様の地区で買取り申出をされる方がいらっしゃいましたら、次の総会まで事務局に報告してください。

次に、農業委員会委員の改選について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。

2月1日から農業委員の改選に伴い公募が始まるということで、1月10日発行の広報やしおにも載せさせていただきまして、ホームページにもアップしました。そのほか応募用紙を都市農業課の窓口と八潮市役所駅前出張所に置いたところですので、その辺のところをまた改めて皆さんにお伝えしようと思って用意させていただいた資料でございます。

まず、資料3の推薦要領のほうです。前回と特に変わったことはないのですが、期間が2月1日から3月1日まで、都市農業課の窓口在必着という形で受け付けます。その後ろに、推薦書の用紙がついており、公募のほうは個人による推薦と団体による推薦と、あと自らの応募とで3種類あります。皆さん、各団体から推薦されているということで、団体用の推薦用紙（様式第2号）を用意させていただきました。これは前回と書くことは同じですが、少し変わっておりまして、まず、押印を不要にしたこと、また、以前は、表紙に代表者の方が住所、名前を書いて、さらにその下にまた同じ方が記名押印することになっていましたが、そういったことを省いて、1回だけで済むように整理しているところです。書くことは以前と同様で、推薦する側が団体名と住所、代表者の役職、氏名、それと電話番号、この電話番号というのは印を押さなくなった代わりに、もし事務局で意思とかを確認したい場合は連絡を取れるようにいう意味で、電話番号は記載していただくように変更いたしました。

その下に活動の目的、構成員の数、構成員たる資格、この辺は前回と変わっておりません。

その先の推薦される方の欄です。こちらも書く内容は変わっておりません。推薦される方が署名していただくところがあるのですが、前は署名押印だったところを署名だけにしました。このような内容で、書くことはそんなに変わってないのですが、参考に記入例をつけました。

それと、これからも農業委員会と連携が必要な団体さんには改めて推薦の案内文書を持っ

ていく予定となっております。1枚紙が入っておりますけれども、さいかつ農業協同組合と八潮市園芸協会、八潮市青耕会、八潮市直売所連絡協議会、あとさいかつ農業協同組合八潮女性部、八潮市くらしの会さんには別途文書で案内をしようと思っておりますので、こちらのほうに属されている方は調整のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

皆さん、それぞれ団体さんでこれから調整されるでしょうから、その辺の資料を参考に調整していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

推薦する過程で何かいろいろ困り事がございましたら、事務局のほうに連絡いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

大丈夫ですか。

それでは、委員の募集は3月1日が締切りとなりますので、忘れませんよう、よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） ちょっと、質問、いいですか。

私は鶴ヶ曾根1の農家組合から推薦を受けたんですけれども、もし……、もしですけれども、今現に農家組合長さんが農業委員さんになる場合、自分の推薦状は自分で書けませんよね。

○事務局 前にそういった問合せがあったんですけれども、その場合は副会長さんが会長推薦という形で。

○9番（飯山敏行委員） 副会長はいないんですけれども。

○事務局 ほかの方でも結構です。

○9番（飯山敏行委員） 構成員の方でもいいですか。

○事務局 はい、大丈夫です。誰が推薦しなければいけないということはないので。

○9番（飯山敏行委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

なければ、次に進めたいと思います。

次に、令和5年度の農業委員会総会及び研修会等の日程（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

先週、市役所の中で会議室の調整会議というのがありまして、なかなか競争率が厳しくて、1か所だけですとなかなか取れなくて、こういった形となりました。

この中で12月22日が一つ未定となっております、こちらは日にちをずらすつもりはご

ございませんので、この日で総会をするように努めます。また決まりましたら改めてご報告したいと思います。また、1月以降は、今建築中の新庁舎に移動するというので、まだ会議室の調整ができておりませんので、こちらもこの先決まりましたら改めて報告させていただきたいと思います。総会の折にあらかじめ毎月ご案内をさせていただきますが、今のところこのような予定となっておりますので、こちらを確認していただければと思います。

以上です。

○議長 それでは、次に進めたいと思います。

農業近代化施設導入事業費及び農業用包装資材購入事業費補助金につきまして、本日は、都市農業課の臼倉係長が来られましたので、説明をお願いしたいと思います。

○都市農業課 お配りしておりますリーフレットですけれども、農業近代化施設導入事業費補助金と、裏面を見ますと、農業用包装資材購入事業費補助金の案内の両面になっております。

先ほど事務局からご説明したかと思いますが、補助対象期間が拡大されます。

今までは4月から12月までに購入したものに對し補助対象としておりましたが、5年からは1月から3月までのものにつきましても対象になるということです。

農業ニュースの中にリーフレットが入っておりまして、期間が拡大になったということでございます。農業用機械及びビニールハウスと併せまして、包装用資材で、八潮が入っているものに限定させていただいていますが、今まで4月から12月だったのですが、今度、1月から3月も対象になるということです。しかし、令和5年1月から令和5年3月につきましては、令和5年度の補助対象ということでもありますので、申請期間が令和5年4月以降に申請していただくようになります。今回令和4年12月までに購入等した分につきましては1月31日までが申請期限となっておりますけれども、1月1日以降購入したのにつきましては、リーフレットにありますけれども、令和6年1月4日の締切りとなりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいまの説明について何かご質問はございますか。

今まで1月から3月分が補助の対象ではなかったのですが、今後は対象になり、補助対象期間が1月から12月になるということです。ただし、1月から3月分は次の年の支払いになります。

よろしいですか。

それでは、次に、肥料価格高騰対策事業（春肥用・国庫補助事業）につきまして、引き続き都市農業課より説明をお願いします。

○都市農業課 A4のホチキス止めの資料をご覧ください。資料6になります。

肥料価格高騰対策事業（春肥用）という案内文、リーフレットがあり、農業ニュースにつ

きましては3ページに載ってございます。

○議長 資料6です。

○都市農業課 資料6に依頼文がありますけれども、昨年、地域の農家組合長を通じて、こちらのリーフレットを市内の農家さんにお配りしたところですが、国のほうから、肥料の「生産業者保証票」等の確認が必要であるという追加の文書がきましたので、その内容を追記した文書を、改めて農業委員より市内農家さんのほうに配布をお願いしたいというものでございます。

書いてありますけれども、JAで購入した肥料はJAさいかつに申請するよう、JAから通知があると聞いております。JA以外で買った肥料につきましては、大塚会長が会長をされています八潮市環境保全型農業推進協議会で取りまとめますので、申請される方は事務局へ提出されるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 昨年の秋にあった補助事業の、春バージョンということで、昨年、説明があったと思いますが、農協で買ったもの以外の分の申請を都市農業課が事務局をやっています八潮市環境保全型農業推進協議会で対応するということです。ちなみに、秋のときには申請した方が何人くらいいましたか。

○事務局 7人です。

○議長 7名だそうです。

何かご質問ございますか。

ないようですので、それでは、最後に次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和5年2月22日水曜日、午後2時より、今回と同じ市役所第2会議室での開催となります。

また改めてご案内しますが、22日と、早めの開催になっていますので、ご注意ください。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より2月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、お願いします。

特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思っております。皆様、ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

また、委員の皆様におかれましても円滑な議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはお寒い中を八潮市農業委員会 1月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

振り返ってみますと、昨年は食料にとりましても、農業にとりましても有事でございました。ロシア、ウクライナは世界の二大農業国で、その穀物、それが全世界に行き渡らないで世界の皆さんが大変苦慮している状況でございます。

この状況は皆さんも御存じのようになんかどうしようもできないかなというふうに思われるわけでございますけれども、そして農業を取り巻くその一つとして肥料がございまして。中国が輸出し渋っておりまして、肥料の3大要素、窒素、リン酸、カリ、これが不足して、我々に直接影響を及ぼしているところでございます。何とか政府も肥料のサプライチェーンを回して、少しでも安く供給しようというふうには努めているようでございます。一方で、緑戦略を見直して、緑肥とか、それぞれの堆肥とかも使って、従来の化学肥料に頼る農業の方向を解消というふうに考えているようでございます。なかなか一朝一夕にはできないかもしれませんが、大きい方向にかじ取りを向けているようでございますので、我々もそれを観察していきたいなと思います。

まだまだ今日は冷蔵庫に入ったほうが暖かいような陽気でございます。明日もまた冷えるような予報がされておりますが、ご自愛いただきまして、またそれぞれご活躍をいただければと思います。

以上をもちまして、1月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、農業委員会を散会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時15分